

# 会 務 月 報

## 第321号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### 平成21年10月 緊急常任理事会概要

1.日 時 平成21年10月28日(水)13:30～16:30

2.会 場 日事連会議室

3.常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名(内、表決委任状提出者2名含む)

4.出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、外木場久雄、  
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、  
原田照行、髭右近外嘉、山田美光

欠席者(表決委任者)山崎善利副会長、鈴木誠一副会長

特別出席(定款第29条第4項による出席)

上野浩也業務・技術副委員長、安藤誠業務・技術委員、

松井健治大分会会長、古川裕久熊本会会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

5.議事録署名人

三栖邦博会長、外木場久雄副会長、山田美光常任理事

6.議事進行役

外木場久雄副会長

2009-12 日事連会務月報

### 7.議 事

#### (1)協議事項

1)建築基準法等に関する国のヒアリングに対する意見のとりまとめについて

専務理事より、建築基準法等に関する国のヒアリングに対する意見のとりまとめについて次の趣旨の説明がなされた。

10月13日付けで国土交通省住宅局建築指導課より建築基準法等に関するヒアリングの実施が10月30日14時から1時間30分程度行うとの連絡があった。このためヒアリング対象項目(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について、(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方についてできるだけ単位の意見を反映するため、事前に意見に関するアンケート調査を46単位の会に依頼したところ、38単位の会から多数の意見が寄せられた。また、これとは別にかねてより業務・技術委員会のワーキングチームで構造設計・設備設計一級建築士関与義務付けで予想される問題点及び国土交通省への要望事項のとりまとめを行っていたため、これらの検討作業をあわせて行うこととした。10月19日及び10月26日にワーキングチームは開催され、単位の会から提出された意見も踏まえてヒアリング対象項目に対する意見の案としてまとめたものが資料1である。なお、ヒアリングは、東京で各団体に對し行われる他、全国8箇所(北海道、福島県、新潟県、京都府、奈良県、岡山県、福岡県、沖縄県)でも行われる模様である。

設備設計一級建築士制度の地方の切実な状況について、特別出席した松井大分会会長及び古川熊本会会長から次の趣旨の意見があった。

・新制度の構造設計・設備設計一級建築士関与義務付けは、実質的に一級建築士の業務範囲外となり違法性はないのか、また、本来設計者は自ら設計したものは自ら責任をとることが前提であ

り、他社物件を第三者が責任を伴うような関与(チェック)は不可能ではないか。特に建築設備設計に関して関与する設備設計一級建築士はいない。一級建築士に設備の(製図は免除し)法適合確認の講習を受講し合格した者に資格を与え、自社の設計については、法適合確認を可能にすべきだ。

- ・設備設計一級建築士は、現状では、資格取得者が地域によって偏在している。専門の設備設計事務所は他社の法適合確認だけなど絶対に行わない。地方はほんとうに厳しい。今の一級建築士に設備の(製図ではなく)法適合確認の講習を受けさせ、資格を与えて、自分の設計については、法適合確認ができるよう運用面で緩和してもらいたい。今回の構造設計一級建築士・設備設計一級建築士制度を簡単に受け入れてよいのだろうか。建築設備士は活用すべきだと思う。

次に、意見(案)のとりまとめを行ったワーキングメンバーである八島業務・技術担当副会長、木村業務・技術委員長、上野業務・技術副委員長、安藤業務・技術委員から資料1によってヒアリングに対する意見(案)の内容について次の趣旨の説明がなされた。

- ・意見書作成の基本方針は、社会や消費者(事業主、エンドユーザー等)にとって不利益や不具合となっている現行制度の問題点を重視した。改正後の現行制度のもとで、実際に設計業務を行っている建築士の意見を重視した。法律の細部には言及せず、基本的な考え方を示すことに重点を置いた。また、ヒアリング対象項目の(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度については、早急に検討を要する意見とし、(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方については、中長期的に検討を要する意見とした。
- ・意見書の骨子は次のとおりである。

#### (1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

##### (1) - 建築確認の厳格化について

資格者である建築士の設計責任を前提に、その能力をより尊重することによって、現行建築確認制度の簡素化・合理化を図っていただきたい。経済の活性化に繋がるよう、増築における既存遮及の現行基準を再考し、既存建築物の増築の可能性を拡げていただきたい。

##### (1) - 構造計算適合性判定制度について

適判対象建築物の範囲や適判機関のシステムを再考し、適判の合理化・迅速化を図っていただきたい。現行の大臣認定プログラムについては、現実に即した抜本的な見直しを行っていただきたい。

##### (1) - 構造/設備設計一級建築士について

構造設計一級建築士の高度な専門能力を勘案し、適判の対象範囲および関与すべき対象範囲を再度検討いただきたい。設備設計一級建築士の主旨と実情の乖離を勘案し、当該関与の義務付けの廃止を検討いただきたい。

##### (1) - 厳罰化

建築士の裁量拡充を前提としてバランスのとれた罰則や処分強化を検討いただきたい。実体的な質の確保のため、中間検査や完了検査を充実すること検討いただきたい。

#### (2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

建築士資格のあり方、法的基準のあり方、行政と設計者団体の継続的な意見交換の場やシステムの制度化、法定講習のあり方、専門技術者制度(構造・設備)の再構築、報酬基準の担保、建築士事務所の法的位置づけ、法定団体および設計賠償保険の加入義務化、検査済証未交付物件の使用制限等について意見をまとめた。建築基準法等に関する国のヒアリングに対する意見書内容についての主な意見

- ・設備設計一級建築士による設計への関与義務付け等に対する意見で、原案では「設備設計一級建築士による法適合確認の運用を廃止するか、建築設備士による法適合確認を設備設計一級建築士による法適合確認とみなす規定を設けること」となっているが、曖昧な表現となっているので、これは意見としては廃止するとすべきである。また、建築設備士の活用の意見は削除してはどうか。
- ・建築士定期講習の修了考査の廃止及び構造計算適合性判定があるので構造設計一級建築士制度を廃止しても良いのでないか。
- ・建築士事務所の法的位置づけの強化とあわせ、建築士事務所協会への加入義務化を意見として追加すべきである。
- ・構造計算適合性判定及び構造/設備設計一級建築士の関与義務づけの廃止は必要ではないか。
- ・改正された建築基準法等は、構造計算書偽装問題が発端となって国会で成立した法律である。改正された制度をブラ側で評価している団体等が一方であるのでそのことも念頭に置きながら理論武装して議論する必要があるのではないか。
- ・建築士とは別に新たな専門資格制度を創設すべきではないか。

協議の結果、意見書の修正及び追加は次のとおりとし、文言のとりまとめについては会長に一任することとした。

- ・設備設計一級建築士による設計への関与義務付けは廃止するという意見にする。
- ・自律的な監督体制による業務の適正化等を確立するため、建築士事務所の建築士事務所協会への加入を義務化することを意見として追加する。
- ・建築士事務所法の制定の意見を追加する。

10月30日の国土交通省でのヒアリングの出席者は、正副会長、木村業務・技術委員長、上野業務・技術副委員長、

安藤業務・技術委員とする。また、単位会からの意見集等も参考資料として国土交通省へ提出することについて了承した。

#### <配付資料>

資料1:建築基準法等に関する意見(案)

参考1:国の建築基準法等に関するヒアリング 対象項目内容に係る意見について(アンケート調査協力依頼)

参考2:建築基準法等に関する各単位会の意見

参考3-1:項目ごとの単位会意見(1) 建築確認の厳格化

参考3-2:項目ごとの単位会意見(1) 構造計算適合性判定制度

参考3-3:項目ごとの単位会意見(1) 構造/設備設計一級建築士

参考3-4:項目ごとの単位会意見(1) (手続きの簡略化とあわせて)厳罰化

参考3-5:項目ごとの単位会意見(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方について

参考4:構造設計1級建築士・設備設計1級建築士制度について(大分会提出資料)

### 第43回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年11月11日(水) 13:30～15:10

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博

副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、望月 淳一、高津 充良

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、鈴木業務課長、今泉

(欠 席 者 委 員 佐野 吉彦)

<配付資料>

- 資料1 建築基準法等に関する意見書
- 資料2 建築の質の向上に関する検討-第4回ワークショップ会議(10/29)関係資料
- 資料3 建築基本法制定準備会 ショッピング開催案内書
- 資料4 「建築設計・工事監理に関する業を担う視点からの提案」中間とりまとめ(案)
- 資料5 業務報酬基準の適正活用に関するアンケート調査票(案)及びヒアリング 調査項目(案)

議事

【報告事項】

1. 国土交通省の建築基準法等に関するヒアリング についての報告  
10/30国土交通省において(1)改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について、(2)建築基準法、建築士法に基づく制度のあり方についての意見のヒアリングを行い、本会の意見内容、ヒアリング の状況について資料1に基づき三栖委員長並びに高津委員より報告がなされた。  
・ヒアリング では、双方議論はせず意見内容についての確認に留められた。今後国土交通省では関係団体の意見をまとめて政務三役に報告をして、方針が決まり次第関係団体へ報告されることになると思われる。
2. 建築の質の向上に関する検討-第4回ワークショップ会議(10/29)の報告  
10/29に開催された第4回ワークショップ会議について当日の資料を提出し、岡本副委員長の代理として出席した吉田調査役より資料2に基づき報告がなされた。  
・次回ワークショップは11/27に予定されており、建築の質の向上に関する検討(とりまとめ)の成果イメージ について更に進められた内容等が示されると思われる。
3. 基本法ワークショップの開催について  
建築基本法制定準備会により、11/17建築基本法を提案するにあたり国会議員との意見交換のワークショップが

開催される旨、高津委員より資料3に基づき報告がなされた。

- ・第1部、第2部の構成になっており第1部からは岡本副委員長が出席し、第2部から三栖委員長、高津委員が出席することとしている。

【協議事項】

1. 基本法部会-「建築設計・工事監理に関する業を担う視点からの提案」中間とりまとめ(案)の検討  
中間とりまとめ(案)は、10/19基本法部会での検討内容を反映したことと、岡本副委員長の指摘内容を反映したものになっている。修正した箇所を中心に吉田調査役より資料4に基づき説明がなされた。  
・中間とりまとめ(案)については、11月に開催する常任理事会、理事会に報告をしつつ12/1に開催する全国会長会議に提出し、とりまとめの方向性について報告をすることにしたい。  
・中間とりまとめ(案)について各委員において確認し、修正を要する箇所があれば11/15までにEメールで提出することとする  
・中間とりまとめ(案)の2頁の「公共的価値の創造」の「創造」は行為そのものに値するが、文言を小林委員が整理し11/15までにEメールで提出することとした。
2. その他  
業務報酬基準の適正活用に関するアンケート調査及びヒアリング 調査について  
(財)建築技術教育普及センターに「業務報酬基準調査委員会」を設置し、「業務報酬の活用の実態、活用事例、課題、適正な運用のための提案」をとりまとめ来年3月までに国土交通省へ報告することになり、建築士事務所へアンケート調査及びヒアリング を行うことになった旨、同調査委員会委員の佐々木委員より資料5に基づき概略説明がなされた。  
・11/4本会が設置する業務報酬基準WGでも同様の説明をしている。

・アンケートの中にある別紙の物件の算定方法、建築物の概要については、漠然と調査をする形になっているため、複合施設等の大規模建築物を対象を絞るなど主旨を説明したうえで調査するほうが適切と考える。また、不適切な回答がだされてその統計が何らかの形で示されるおそれもあるため別紙の調査は不要とも考える。

・各委員において、資料5の調査内容について意見があれば11/18までに佐々木委員へ直接Eメールで書面を提出することとした。

次回委員会は、11/27に開催される「建築の質の向上に関する検討-フォーラム」でだされた事項について日事連の提案内容をどのように対応するか協議を行う。基本法部会は、提案内容の最終段階の時期に開催することとする。

次回委員会日程

平成21年12月8日(火)10:00～12:00 日事連会議室

## 第6回 業務・技術委員会概要

[日 時] 平成21年10月1日(木)14:00～16:45

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長:木村旭 副委員長:上野浩也

委員:斉藤俊夫、安藤誠、宮崎清史、伊藤光洋、三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠席者:富田賢一

日事連事務局:高津、北野、恩田、鈴木、千浜、今泉

{配付資料}

資料1-1:建築確認申請の扱いに関する当面の疑問点について(愛知県建設部の回答、東海・北陸ブロック協議会からの要望)

資料1-2:ブロック協議会からの構造・設備設計一級建築士の法適合確認制度の問題点等の提示

2009-12 日事連会務月報

資料2:平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)について

資料3:「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類改正」に伴う建築士事務所開設者等への周知に関する講習会の企画について

資料4:建賠保険等調査専門委員会の報告資料

資料5:地球温暖化対策会議 報告書(八島担当副会長提出資料)

資料6:国の建設工場の外業務等における「ポイント」方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて(国交省官庁営繕部提供資料)

資料7:公共建築設計等委託業務成績評価基準について(国交省官庁営繕部提供資料)

## 議 事

### 1. 協議事項

(1)構造・設備一級建築士の法適合確認制度の問題点等について

○資料1-1により愛知会が愛知県に提出した構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の確認申請の扱いに関する当面の疑問点について7/29付けで愛知県より回答がなされた旨、安藤委員より説明がなされた。

○資料1-2により、各ブロック協議会所属の委員から提出いただいた構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の義務づけの問題点について、各ブロック協議会所属の委員より概略が説明された。主に経費がかかる、関与の範囲が不明確、審査期間が長くなるなどの問題点が指摘された。

次のような意見が出された。

- ・構造設計一級建築士と設備設計一級建築士では、問題の性質が異なる。今回は構造設計一級建築士の問題にしぼって議論することとしたい。
- ・11/27からの確認の受付時に混乱が生じるおそれがある。建築主事は法適合確認を行ったものしか受け付けないので、入り口で滞ってしまう可能性

がある。

- ・意匠図の構造的なことまで構造設計一級建築士が確認することになるのは経済的な負担になる。一級建築士で判断できることは一級建築士の判断で行うこととしてほしい。

○構造設計一級建築士制度の問題点等については、本日提出された各ブロックの意見等をふまえ、業務・技術委員会で要望書原案をまとめ、常任理事会に提出後、国交省へ要望することとした。要望書の原案の作成については、11/19京都府で正副委員長、安藤委員、担当副会長の4名で作業を行うこととした。

(2)平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)について

○事務局より資料2により平成21年度上半期 業務・技術に関する事業報告(案)が説明され、了承された。

## 2. 報告事項

(1)四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類等の講習会の企画について

○事務局より資料3により四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類等の講習会の企画について説明された。各単位会の講師予定者を対象とした講師講習会を行い、その後、各単位会で講習を行っていくこととし、講師講習会については、東京、大阪で開催する予定であることなどが説明された。

○次のような意見が出された。

- ・この講習はCPDの対象となっているということであるが、日事連のCPDはどうなっているのか。
- ・現在、日事連独自のCPD制度というものはなく、(財)建築技術教育普及センターで行っているCPD制度への参加形式となっている。申請した講習がセンターの認定を受ければ登録者に時間数が計上される仕組みとなっている。
- ・CPD制度については建築士会が行っているものもあり、なかなか理解できない。もっとPRしてほしい。

(2)建賠保険等調査専門委員会の活動状況について

○事務局より資料4により建賠保険等調査専門委員会の活動状況について報告された。

おもな内容は以下の通り。

- ・加入事務所については7月まで順調に増えている。
- ・10/1より施行される住宅瑕疵担保履行法に対応するための特約を現在検討中である。任意付帯、自動付帯、保険料、補償金額などについて保険会社よりいくつかのパターンをあげてもらい検討している。

(3)「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議の報告について

○資料5により八島担当副会長より「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)策定に向けた対策会議の報告がなされた。年末に発表できるよう二酸化炭素をいかに少なくするかの特約を共同でまとめる予定で検討している。現在はどのような形で提言書を出すのか、文言の修正、パソフットの検討などを行っている。9/29の五会会長会議でここまでの成果を報告し、最終のとりまとめを行う予定。

(4)国の建設コカク外業務等における「ポイント方式及び総合評価落札方式」の運用ガイドラインについて

○資料6により国の建設コカク外業務等における「ポイント方式及び総合評価落札方式」の運用ガイドラインについて事務局より説明された。この資料は8/25の「公共建築設計懇談会」で国土交通省官庁営繕部より情報提供として提出された資料で、「設計コカク外業務等成果の向上に関する懇談会」で昨年より検討がなされ、国で運用する運用ガイドラインが作成されたということである。

(5) 公共建築設計等委託業務成績評価基準について

○資料7により公共建築設計等委託業務成績評価基準について事務局より説明された。資料7も資料6と同様に8/25の公共建築設計懇談会で提供された資料で、公共建築工事に係る建築設計等委託業務の成績評価

の標準的な方法について必要な事項を定め、評定の適切な実施、評定結果の発注者間での相互利用を推進することを目的としたものである。

次回委員会 平成21年11月9日(月)14:00～16:30

日事連会議室

\*その後、10/30に国交省で建築基準法等の見直しについて建築関係団体へのヒアリングが行われ、次回検討事項の構造設計一級建築士制度の問題点もヒアリング項目とされたため、業務・技術委員会の意見を前倒して意見提出し、11/9の委員会は中止とした。

### 第5回 指導運営委員会概要

日 時 平成21年11月10日(火) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長:髭右近外嘉

委 員:佐藤眞彦、飯窪功児、西川英治、森口勝茂、  
中野 満

担当副会長:鈴木誠一

(欠席 副委員長:上原伸一)

事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

提出資料

資料1 指導運営に関する平成21年度上半期事業報告(案)

資料2 単位会の苦情の解決業務の実施報告書(個別レポート)

資料3 平成21年1月5日～3月31日の単位会・個別レポートを  
基にした参考事例集(案)

資料4 三重会からの意見、要望書

資料5 管理建築士講習のテキスト記載の事例等について

議事1.平成21年度上半期 指導運営に関する事業報告  
について

○資料1の指導運営に関する平成21年度上半期事業報告(案)に基づき事務局より報告がなされ、当該業務の受付件数等を確認し、同報告内容で常任理事会等へ事業報告することを了承した。

2009-12 日事連会務月報

議事2.単位会の苦情の解決業務実施状況について

平成21年度の上半期の単位会の実施状況報告書(個別レポート)について

○平成21年度の上半期に提出されたのは、北海道会、岩手会、宮城会、神奈川会、福井会、静岡県会、愛知会の7単位会となり、その個別レポートについて確認した。

- ・会員が苦情対象建築士事務所となっているものが散見され、該当単位会での対応も注視する必要がある。
- ・万相談のようなサービスによつての相談内容もレポートに上がってきているが、設計・工事監理に係わる業務が対象になることを単位会にあらためて徹底する必要がある。等の意見がだされた。

参考事例集のまとめ方について

○前回提出した平成21年1月5日～3月31日の単位会・個別レポートの基にして、事務局が加筆・修正し参考事例集(案)として資料3を提出し説明した。

- ・協会名は(社) 建築士事務所協会とした。また、匿名であることにより個人情報特定されないため、内容がわかるように建物の規模や設計料、工事費は単位会で書かれた内容をそのまま記載することとした。

- ・個別レポートは、単位会へレポート1枚で内容がわかるように記述していただくようお願いしているが、記述されている内容が省略されすぎているため添付されている台帳を確認し内容がわかるよう参考事例集(案)を作成した。

- ・個別レポートでは、建築士事務所の関わり方があまり書かれていないものがある。例えば、工務店が設計をしているのか、下請けが設計をしているのかが明記されていないものが多い。

建築士事務所に係る苦情の解決として業務を行っているため、参考事例集もそれを基点にして示さなければならぬ。また、今後事例集を統計的にまとめていく上でも建築士事務所の関わり方が非常に重要に

なるので、あらためて単位会に記述してもらいたい  
事項を周知していく必要がある。

○参考事例集をまとめるうえで、以下のことを取り決  
めた。

- ・協会名は地域性も参考にしたいため、原則として都  
道府県名を記載する。
- ・対象事務所の属性は、専、兼、他の3つに分別す  
る。
- ・日付は月日まで書かれているものはそのまま日付ま  
で記載する。
- ・設計料や工事費が表されているものは、数字をその  
まま記載する。

資料2の「平成21年度上半期の単位会の実施状況報告  
書(個別ポ-ト)」に基づいた参考事例集(事例の修文)  
の作成については、以下のとおり各委員が頁を分担  
して作業を行うこととした。

担当する個別ポ-トと業務台帳は、事務局からデー  
タで送付する。

中野委員-1~4頁 山上委員-5~8頁

森口委員-9~12頁 西川委員-13~16頁

飯窪委員-17~20頁 佐藤委員-21~24頁

上原副委員長-25~28頁 髟右近委員長-29~33頁

#### 【参考事例の修文の申し合わせ事項】

参考事例の目的は、一般の消費者にけるもので  
はなく、単位会の相談員が参考になるための資料  
として位置づけて修文する。

また、前記参考事例をまとめるうえでの取り決め  
事項を踏まえて修文する。

- (1)苦情(トラブル)の概要では、事案における建築士  
事務所の位置づけ(契約書の有無に関わりなく  
設計又は工事監理の契約か、設計・施工の契約  
か)がわかるようにする。
- (2)このポ-トを一読しただけで、苦情の内容、実施し  
た解決業務の内容(加-にしたがってどこまで実

施したか)、記載事項の日付関係がわかるよう起  
承転結を明確にする。

(3)建築士事務所の関わりのないもので参考事例に  
相応しくないとと思われるものは、担当委員の判  
断で除外する。

(4)単位会へ不明点等を確認する必要がある場合は、  
本会事務局を通じて該当単位会へ問い合わせを  
することとする。

事務局が単位会に問い合わせして確認し、各担  
当委員へ連絡する。

事例の作成(修文)は、12月21日(月)までに本会  
事務局宛メールで提出する。

次回委員会において、担当委員より検討された  
全体の事例について協議を行うこととする。

○東海北陸ブロック協議会の三重会より、当指導運営委員  
会への意見、要望書が提出され、検討した結果、以下  
のとおり同協議会に所属する西川委員が回答するこ  
ととした(資料4)。

- 1.日事連の統一的なマニュアル等については、苦情の解決  
業務ワーキングチームが作成した実施規程、注意事項、加-  
図及び参考様式等が資料となる。
- 2.単位会の個別ポ-トを基に参考事例集を作成する。
- 3.現時点では必要性は感じないが、ブロック協議会内で  
連絡を図りつつ、必要とすれば連絡協議会等を取  
り持つように考えたい。

#### 議事3. その他

○平成21年度管理建築士講習会に予算オーバーに関する  
紛争の裁判例と日経アーキテチャ(2009-10-26)に掲載  
された裁判例の内容が相反していることについて、  
中野委員より資料5が提出され、その取扱いについて  
意見交換した。

- ・管理建築士講習会はあくまでも裁判の一例を紹介  
したのにすぎない。注意書きにある建築主としっかり  
コミュニケーションをとることがトラブル防止に肝心であるこ

とを講習の場で伝えることが重要と考える。

○東海北陸ブロック協議会より通知があり、当委員会の桜井委員(石川会)から西川委員(石川会)に委員交代した。

次回委員会 平成22年1月27日(水)13:30～16:00

### **主な行事予定**

行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成21年

12月15日 広報・渉外委員会

平成22年

1月21日 建築設計制度等対応特別委員会

27日 指導運営委員会

28日 構造技術専門委員会

11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	640		5,707	11.2	218		34.1
青 森	141		1,245	11.3	32		22.7
岩 手	262		1,353	19.4	56		21.4
宮 城	267	- 1	2,757	9.7	52		19.5
秋 田	176		1,678	10.5	42		23.9
山 形	191		1,658	11.5	48		25.1
福 島	188		2,104	8.9	47		25.0
茨 城	501		2,773	18.1	135	+ 1	26.9
栃 木	173		1,840	9.4	92	+ 1	53.2
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	576	+ 3	6,274	9.2	103	+ 2	17.9
千 葉	406		4,491	9.0	93	+ 1	22.9
東 京	1,379		18,300	7.5	346	+ 1	25.1
神奈川	797	+ 2	7,662	10.4	151		18.9
新 潟	280		2,924	9.6	100		35.7
長 野	530		2,945	18.0	116		21.9
山 梨	116	+ 3	1,091	10.6	12	+ 1	10.3
富 山	291		1,572	18.5	54		18.6
石 川	267		1,664	16.0	51		19.1
福 井	265		1,189	22.3	58		21.9
静 岡	558	+ 11	4,030	13.8	135		24.2
愛 知	631		6,039	10.4	136		21.6
三 重	183	+ 1	1,722	10.6	62		33.9
滋 賀	202		1,492	13.5	38		18.8
京 都	270		2,610	10.3	78		28.9
大 阪	1,005		8,101	12.4	179	+ 1	17.8
兵 庫	503		4,481	11.2	123		24.5
奈 良	122	- 1	1,103	11.1	21		17.2
和歌山	118		916	12.9	25		21.2
鳥 取	79		648	12.2	42		53.2
島 根	154		935	16.5	57		37.0
岡 山	450		1,934	23.3	59		13.1
広 島	384		3,040	12.6	114		29.7
山 口	116		1,610	7.2	39		33.6
徳 島	102		1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	16		15.2
愛 媛	132		1,526	8.7	23		17.4
高 知	149		895	16.6	17		11.4
福 岡	526		4,491	11.7	133		25.3
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	228		1,112	20.5	41		18.0
熊 本	227		1,713	13.3	79		34.8
大 分	207		1,189	17.4	37		17.9
宮 崎	141		1,554	9.1	66		46.8
鹿 児 島	320		1,700	18.8	77		24.1
沖 縄	184		1,470	12.5	44		23.9
計	14,888	+ 18	129,378	11.5	3,579	+ 8	24.0

建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。